

# 防災行政無線を用いた 全国一斉情報伝達試験を行います

周防大島町では、地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、次のとおり情報伝達試験を行います。この試験は、全国瞬時警報システム（Jアラート※）を用いた試験で、周防大島町以外の地域でも様々な手段を用いて情報伝達試験が行われます。



## 8月29日(水) 午前11時ごろ



周防大島町が当日実施する試験放送は次のとおりです。

情報伝達試験	内容
防災行政無線の試験放送	防災行政無線（屋外スピーカーおよびすべての戸別受信機）から、情報伝達試験のため、最大音量で放送されますのでご注意ください。

注）気象・地震活動の状況等によっては、試験放送を中止することがあります。

※Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から市区町村へ、人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

◆問い合わせ 総務課 消防防災班 ☎0820(74)1000

## 農地パトロール（利用状況調査）を実施します

### 【目的と時期】

周防大島町農業委員会では、農地法第30条に基づき、農地の利用促進につなげるための情報収集を目的に、①地域の農地利用の確認、②遊休農地の実態把握、③違反転用の発生防止・早期発見を重点に調査を実施します。

調査時期は8月頃で、緑の帽子を着用した農業委員および農地利用最適化推進委員が目視等で確認を行いますので、ご協力をお願いします。

### 【遊休農地とは】

- ①1年以上にわたって耕作しておらず、今後耕作されないと見込まれる農地
- ②周辺の農地と比べて著しく低利用となっている農地

### 【なぜ調査が必要なの？】

農地の適正な管理を怠ると、雑草が繁殖することで、病害虫の発生、鳥獣害、ゴミの不法投棄、汚水の発生源、火災発生や交通の妨げなどの原因となり、近隣の農業者や周辺住民へ大きな迷惑を及ぼしかねません。雑草木等の除草・伐採（陰切り）、病害虫駆除など、農地の適正な管理をお願いします。

また、平成29年度から、農地法に基づき、農業委員会が農地所有者に対して、農地中間管理機構と協議すべきことを勧告した農業振興地域内の遊休農地を対象に、固定資産税の課税の強化がされています。

なお、農地の貸付や譲渡を希望される方は、地元農業委員、農地利用最適化推進委員、または農業委員会事務局までご相談ください。

■問い合わせ 農林課 農林振興班  
☎0820(79)1002